令和７年２月３日

　兵庫県建築士会　代表者　様

西宮市　都市局　建築・開発指導部　建築指導課長

特定工程及び特定工程後の工程の指定について（通知）

　平素は、西宮市建築行政の推進に格別のご高配を賜わり、厚く御礼申しあげます。

さて、本市におきましては、この度特定工程及び特定工程後の工程の指定について、建築基準法施行規則第4条の11の規定により告示いたしました。

つきましては、下記のとおり関係書類を送付させていただきます。

記

1. 送付書類
2. 「中間検査（特定工程）の指定」
3. 新旧対照表
4. 見直しの概要
5. 中間検査を行う建築物の面積要件を変更
6. 基礎工事に関する特定工程の記載を構造によらず集約
7. 木造の部分を有する建築物については木造の特定工程を指定するよう変更
8. 計画通知を本告示の適用除外の対象から削除
9. 適用範囲

令和7年4月1日以降に確認申請又は計画通知を提出する建築物

以上

（お問い合わせ先）

西宮市　都市局　建築・開発指導部　建築指導課

建築構造チーム　担当：溝口・寺川

TEL：0798-35-3705